

平成 2 9 年 第 7 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第7回総会
- 2・日 時 平成29年7月3日（月） 午後15時～16時36分
- 3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 議案第3号 非農地証明願いについて 1件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 3件
- 議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届けについて 2件

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成29年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さん、こんにちは。農家の皆さんは田植えも終わり一安心されている頃かと思います。ため池の水を山間部が一部満水になっていないのが心配されるところですが、明日は台風が接近するという心配もあります。7月は転作確認と研修会も予定されていますので、お忙しいと存じますが皆さんの協力をよろしくお願いします。本日も慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、7番(藤井和義)、8番(北川利和)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は農業者年金の経営移譲年金の受給に伴う使用貸借の設定です。貸渡人の〇〇さんと借受人の〇〇さんは親子になります。今回の申請は2回目の使用貸借の設定となります。

借受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、筆数が多く事前に事務局にて事前に確認いただいています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は農業者年金の経営移譲年金の受給に伴う使用賃貸借の設定です。貸渡人の〇〇さんと借受人の〇〇さんは親子になります。今回の申請は2回目の使用賃貸借の設定となります。

借受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議長

説明が終わりました。 現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、筆数が多く事前に事務局にて事前に確認いただいています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

○5番委員

期間が20年となっていますが、年金は10年では。

○事務局

経営移譲年金を受給される場合は当初に10年間の設定が必要となります。10年間の設定後に必ず再設定が必要となりますが、その期間は1日以上とされています。10年はあっという間に来ますので今回20年とされました。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲渡人は相続により当該農地を取得されていますが、営農の意思は無いため譲受人に譲渡を希望されました。その他、宅地建物、山林等も一括して譲渡されるそうです。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議 長

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

現地を確認してきました。引続き耕作をされるという事なので問題ないかと思われまます。

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○12番委員

譲受人さんから話を聞いています。故人が生前から全部やるけんがっと言ってあったらしく、建て家と山は〇〇に移転して田を〇〇では取得出来ないことから個人名で取得することになったと聞いています。で、今年は〇〇の〇〇〇さんが耕作をされています。

○議 長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請4番について議題といたします。

なお、この案件については私の家族の案件となりますので、議長を副会長へ引き継ぎいたします。私は退席いたします。

○副議長

それでは、議事を引き継ぎます。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は〇〇を営まれています。感染症対策の埋設地のための取得です。隣接者と近隣（〇）地区生産組合長・区長の同意も得てあります。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○副議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

資料にあります①は以前から移転の話があり今回となられたと聞いています。以下は、感染症対策で行政指導も厳しく問題ないかと思われまます。

○副議長

現地確認の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

○8番委員

埋設地は〇付近でなければならぬんですか。

○事務局

近ければ近い方がいいかと。

○9番委員

①は埋設地とは関係が無いんですよ。

○事務局

関係はありません。土地は勝負林道の道際になります。隣接は奥さん名義となられています。

○副議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請4番は許可されました。ここで会長入室いただき、議長を会長へ戻します。

○議長

続きまして、議案第2農地法第5条の規定による許可申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

申請者は〇〇〇として主にきゅうりのハウス栽培をされています。申請地の残地は西側へ下る傾斜地となっており、資材置き場、家庭菜園として活用されるそうです。

○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12番委員

現地を確認してきました。〇の西側になります。農家住宅ですので面積的にも問題ないかと思われます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○事務局

補足ですが、農家住宅の申請ですが、通常であれば農機具保管用の小屋が必要となるところですが、農業を開始されたばかりで資金的にと言うことか

ら、まず住宅のみでという話になりました。

○議 長

住宅建設予定位置奥は西側に下っていましたね。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請2番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料の読み上げ～

現在、申請地の東隣りにある、経営する会社の2階に家族5人で住んでいますが、居住スペースが手狭になってきたことと、同居する母が高齢により2階での生活が不便であることから新たに住宅建設を計画したことからの申請です。

町道との進入口はすでに側溝に蓋がかぶせてあり、建設課と確認協議は済んでいます。

○議 長

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

申請のとおり会社兼住宅にお住まいのようです。内容見ましても問題ないと思われます。

○7番委員

資金がお母さんかたとなれば、贈与等になるのでは。

○事務局

農地法の申請では資金の出所については明確にする必要がありますが、農地法はここまでです。住宅建設後に所得税の申告が必要になります。

○議 長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請3番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

譲渡人の〇〇（祖父）さん〇〇（父）になられます。進入口については隣接する実家の乗り入れ口を使われます。

○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

現地は、北ノ川内となります。申請内容とおりの排水計画もきちんとなされるようになっている事から何ら問題ないかと思われま

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○9番委員

〇〇さん名義になっていますが、5反要件は満たしたんでしょうか。

○事務局

申請に添付されている登記簿を見ていますが、以前は地目が宅地となっています。国土調査時に耕作をされていて農地になったと思われま

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第2号 農地法第5条の申請3番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請4番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

葬儀場(〇〇〇)を再開するに当たり、既存の駐車場はラーメン店との共同利用のため駐車台数が不足しているための申請です。〇〇〇が借り受け、造成工事をし、メモリードに貸すことになっています。

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

現地は、葬儀場の道路挟んだ場所になり駐車場が少なかったこともあり、今回の申請となっています。排水計画もなされ問題ないかと思われます。

○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○7番委員

今も葬儀場として運営されていますか。

○事務局

改装され、9月上旬頃が再オープンと聞いています。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第2号 農地法第5条の申請4番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 非農地証明願い 申請 1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

現地周辺は現況と国土調査図が一致しておらず今後、建設課において測量し直す予定です。今回の申請地についてそのことを踏まえ〇〇さんと地目変更等の手続きをしていくこととしています。

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

昭和47年に国土調査が実施されています。この当時、原明川は蛇行してしまして河川改修が行われています。今後は、建設課とも連携しておこなわれるようですし、何ら問題ないかと思われまます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 非農地証明願い 申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第3号 非農地証明願い 申請1番について、許可されました。

続きまして、

議案第4号 1番から4番 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議 長

説明がおわりました。

質問がありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号 1番から4番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第5号、1番から4番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして 議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届1番から2番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

○議長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○9番委員

埋設の基準がありますか。

○議長

私から説明しますと、基準はありませんが1反の土地2枚の土地に7万羽埋設しました。20メートル真四角で、深さが4メートルで4トン車が入りしなければいけないとか条件がいろいろあります。

○9番委員

許可なく形状変更や植林等あるようですが、罰則がありますか。

○事務局

罰則はあります。広報にも掲載していますが、違反転用は3年以下の懲役または300万円以下の罰金とされています。

○3番委員

農地パトロールでの強化が必要ですね。

○議長

自分の土地だからということから申請が必要であることを理解されていない場合も有るかと思えます。周知が必要と、農業委員の皆さんも見かけられたら指導をお願いします。

○議 長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。 裁決は別々に行います。

議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届 申請 1番について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届 申請 1番について、受理いたします。

続いて申請2番について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届 申請 2番について、受理いたします。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しました。その他、ございませんでしょうか。(なしの声あり)

これにて、平成29年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、8月1日(火)の予定です。

総会 16時20分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 7番

署 名 8番

書 記 坂井 資幸